

養殖業に係る適正取引推進ガイドライン（案）

令和3年 月 日
水産庁

魚類養殖業は、定質・定量・定時・定価格な養殖魚を提供できる特性を有しており、これを活かし、養殖業者が養殖魚の加工、流通、販売の各段階と連携しながら、需要に応じた養殖品目や利用形態の質・量の情報を能動的に入手し、需要と生産サイクルに応じた計画的な生産を図り、プロダクト・アウト型から、「マーケット・イン型養殖業」へ転換し、バリューチェーンの付加価値向上を図ることが求められている。

このガイドラインは、マーケット・イン型養殖業を念頭にして養殖業者と産地商社や販売業者の双方が適正な利益を得て、バリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くために留意すべき事項について示すものである。

特に、一般に資金力や販売力に劣る養殖業者は、産地商社や販売業者との取引のあり方により自身の事業運営が大きな影響を受けることから、養殖業者が自主的な事業運営を確保し、その能力を有効に発揮できる取引関係を構築していくことが重要であり、本ガイドラインを通じ、適正な取引方法等について理解を深めるとともに、養殖業者間や養殖業者と産地商社・販売業者間の協業化を進めることにより、経営基盤の強化を図り、養殖業の成長産業化を図ることを期待するものである。

1. ガイドライン策定の背景

(1) 水産政策の改革の推進に資する漁業生産コストの引下げ

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の「水産政策の改革」（農林水産業・地域の活力創造本部平成30年6月1日決定）において、「漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める」こととされたことを受けて、水産庁において漁業生産資材の流通構造の調査や漁業者・養殖業者へのアンケート調査を実施したところである。

(2) 養殖業者と産地商社の取引慣行と評価

この調査において、資材購入資金の乏しい一部の養殖業者は、種苗や餌を購入

する産地の水産商社（養殖産地において、生産資材の販売及び養殖魚の集荷・販売・流通を行う事業者をいい、会社、組合等の法人形態は問わない。以下「産地商社」という。）に養殖魚の販売代金と相殺してもらうことにより支払い猶予を受け、産地商社は代金回収リスクを資材代に上乗せするという取引慣行（商社金融）があることが明らかになった。

この取引慣行の背景には、養殖業において、

(i) 餌代が生産コストの7割程度にまで達する上に、生産着手から販売終了まで一年を超えるため、養殖魚の販売収入を得る前に次期の生産に必要な種苗・餌の購入が必要となること

(ii) このため、多額の運転資金が必要となるが、魚価の暴落や病気のまん延、赤潮・台風等の自然災害による経営悪化リスクがあることに加え、不動産担保の乏しさや事業実態のわかりにくさから、民間金融機関からの融資が得にくい状況にあること

(iii) 養殖魚は産地卸売市場を介さず、産地商社と直接取引されることが多く、産地商社は養殖魚の取引を通じ養殖業の事業実態に精通していること

等の事情があり、資金力が乏しく自ら販路を有しない養殖業者はこの取引慣行を通じて事業の継続性を確保してきたところである。

この取引慣行は養殖生産の維持・拡大に貢献してきたと言えるものの、産地商社やその取引先である販売業者に比べ規模の小さい養殖業者の事業活動は、産地商社・販売業者との取引のあり方に大きな影響を受けることから、養殖業の発展に向けては、養殖業者の自主的な事業運営が確保され、その能力が有効に発揮できる取引関係を構築していくことが重要である。

(3) 養殖業成長産業化の取組

農林水産省においては、水産政策の改革の一環として、養殖業について、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むことが重要との観点から、養殖に関する多様な関係者の参加を得て、養殖業成長産業化推進協議会（令和元年7月設置）において当該戦略の検討を行い、令和2年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定した。

総合戦略では、養殖業が有する定質・定量・定時・定価格な養殖魚を提供でき

る特性を活かし、需要に応じた養殖品目や利用形態の質・量の情報を能動的に入手し、需要と生産サイクルに応じた計画的な生産を図りながら、プロダクト・アウト型から、「マーケット・イン型養殖業」へ転換していくとの方向性を示し、その実現に向けた各種施策を講じていくこととしている。その一環として、「養殖経営体と販売事業者の対等な取引を促進するため、適正取引を推進するガイドラインを整備し啓発する」ことの必要性も指摘している。

(4) ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき定める「下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」（以下「振興基準」という。）を参照し、養殖業者と産地商社や販売業者（養殖生産物の集荷・販売・流通を行う事業者をいい、産地、消費地等の所在や卸売・小売等の流通段階は問わない。以下同じ。）の双方が適正な利益を得てバリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指すものである。このような考え方の下で、双方が取り組むべき適正な取引方法、取引関係等を示すほか、養殖業者が生産資材の調達や養殖魚の加工、流通、販売の各段階と連携しながらマーケット・イン型養殖業への転換を目指す際の協業化の望ましいあり方について示すこととする。

2. 養殖業者と産地商社・販売業者との適正な取引方法等に関する事項

(1) 基本的な考え方

- ① 養殖業者が自身の自主的な事業運営を確保するためには、養殖魚や生産資材の取引をできる限り複数の産地商社・販売業者と行うとともに、養殖魚の販売や生産資材の購入に当たっては入札や相見積りを実施することが重要である。また、その際必要となる資金についても、自らが金融機関から調達すべきである。可能な場合には、他の養殖業者や所属する漁業協同組合と共同で取り組むことが望ましい。
- ② ①に加え、養殖業者と産地商社・販売業者は、双方が適正な利益を得てバリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くため、次の(2)から(5)までに掲げる事項に留意して、取引を行うこと。

(2) 養殖魚の取引対価の決定方法に関する事項

- ① 養殖魚の取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、生産資材費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、養殖業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、養殖業者及び産地商社・販売業者が十分に協議して決定すること。
- ② 特に、代金の支払方法にあつては、振興基準等を踏まえ、以下の点に留意すること。
 - a 産地商社・販売業者は、養殖業者の資金繰りについて関心を持つことに努め、代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行うものとする。また、代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
 - b 手形等（一括決済方式（※）及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、養殖業者の負担とすることのないよう、これを勘案した代金の額を産地商社・販売業者と養殖業者で十分協議して決定するものとする。当該協議を行う際、産地商社・販売業者と養殖業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、産地商社・販売業者は、支払期日に現金により支払う場合の代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すものとする。

※ 産地商社・販売業者、養殖業者及び金融機関の間の約定に基づき、養殖業者が代金の全部又は一部に相当する代金債権を担保とし、又は譲渡して金融機関から当該代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、産地商社・販売業者が当該代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。
 - c 代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。
 - d 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進するものとする。
- ③ 産地商社・販売業者と養殖業者双方が協力して、継続的な競争力を確保するため、現場の生産性改善や生産資材に係るコスト削減などの生産コストの削減

に取り組む場合、当該取組後の取引対価は、その生産コスト削減の効果に係る双方の寄与度に応じて、双方の合意の下、合理的に設定すること。

その際に留意すべき、望ましくない事例は次のとおり。

- a 産地商社・販売業者が、養殖業者にコスト削減効果が生じていない又は養殖業者の努力によるコスト削減効果であるにもかかわらず、取引対価を引き下げ、又は生産資材の供給価格を引き上げる等の方法により実質的な取引対価を引き下げること。
- ④ 産地商社・販売業者は、一律一定率の単価引下げの要請や合理性のない取引対価の低減要請（取引対価低減を求める見積りや提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないこと。取引対価の低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められないようにすること。

その際に留意すべき、望ましくない事例は次のとおり。

- a 産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、具体的な根拠を明確にせずに、取引対価の低減要請を行うこと。
 - b 産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、取引対価の低減要請に応じることを生産・出荷契約を継続する前提と示唆して、事実上、取引対価の低減を押し付けること。
 - c 産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、文書や記録を残さずに取引対価の低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、養殖業者から見積書の提出を求めること。
- ⑤ 産地商社・販売業者は、養殖業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じること。
- ⑥ 取引対価の協議の記録については、養殖業者と産地商社・販売業者の双方において保存すること。

（3）生産資材の取引に関する事項

産地商社・販売業者が、養殖業者との間で種苗や餌等の生産資材の取引（生産資材を販売し、その代金の支払を養殖魚の販売代金と相殺するまで猶予するような企業間信用（商品売買における買掛や売掛、約束手形を通じた取引当事者間の信用取引）や生産委託に必要な生産資材を支給する場合を含む。）を行う場合は、

生産資材の代金（単価）、納品時期、予定数量、保管の方法、瑕疵があった場合の取扱い、使用後に残った生産資材の返品方法その他取引に必要な事項を、あらかじめ養殖業者と協議して定め、書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）により取り交わすこと。

その際に留意すべき、望ましくない事例は次のとおり。

- a 産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、養殖業者が通常の使用に必要とする保管量を超える生産資材を一方的に販売又は支給し、無償で保管させること。
- b 使用後に残った生産資材の返品の扱いについて事前に協議して明確な取決めをせず、又は当初の取決めに従って返品を受け入れるべきものを受け入れず、産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、経済上の負担を一方的に押し付けること。
- c 産地商社・販売業者が、養殖業者が他の調達先を選択できない場合に、合理的な理由なく、生産資材の品質や価格を一方的に決定すること。
- d 養殖業者が支払う生産資材の代金の支払について一定期間の猶予を行い、産地商社・販売業者が支払う養殖魚の販売代金と相殺する場合に、支払を猶予するリスクや金利負担について合理的な範囲を超えて一般の生産資材価格に比べて不当に高い価格の上乗せを行い、養殖業者に不利益を与えること。
- e 産地商社・販売業者が、養殖業者に対し、合理的な理由なく、生産資材の購入を強制することや、他社からの生産資材の購入を禁止し、又は購入量を制限すること。
- f 産地商社・販売業者が、生産資材を販売した養殖業者に対し、当該生産資材が一般に流通するものではなく産地商社・販売業者が開発したもので、同資材の使用によりブランド化を図っている場合や委託生産を行っている場合などの合理的な理由がある場合を除き、販売した生産資材を使用して生産した養殖魚の他社への販売を禁止すること。

（４）養殖魚の生産・出荷に関する事項

- ① 産地商社・販売業者は、継続的な取引関係を有する養殖業者が、安定的かつ効率的な生産や出荷を行うことができるよう、養殖業の生産サイクル（種苗投入等の生産着手から飼育を経て販売するまでの一連の生産工程をいう。以下同じ。）を考慮しつつ、できる限り養殖魚の販売計画を長期にわたって作成

し、計画に沿った生産・出荷依頼を行うこと。また、養殖業者とともに、マーケット・イン型養殖業としての生産・出荷を推進し、価格の著しい変動による再生産の阻害が生じないように留意すること。

- ② 産地商社・販売業者は、生産・出荷依頼が曖昧な内容とならないよう、あらかじめ養殖業者と十分に協議を行った上で、養殖魚の出荷基準、出荷量、納期、価格、運送費・保管費等の付随費用、支払手段、支払期日、出荷不適合となった養殖魚の取扱い、出荷数量に対する過不足が生じた場合の処理の方法、契約内容の適用期間等の生産・出荷に関する基本的な事項を定め、書面等により取り交わすこと。
- ③ 産地商社・販売業者は、養殖業者に提示した契約内容の変更要請を極力行わないようにすること。産地商社・養殖業者の都合により、やむを得ず、変更を要請するときは、養殖業の生産サイクルを考慮した相当期間前に養殖業者に対し変更の内容を明示し、変更により生じる損失を負担してその経営に著しい影響を及ぼさないように配慮すること。
- ④ 産地商社・販売業者は、養殖業者に対し、合理的な理由なく、他社との養殖魚の取引を禁止・制限することや、他社との取引に係る条件を付すなど養殖業者の事業活動を不当に拘束するような行為を行わないこと。
- ⑤ 産地商社・販売業者は、養殖業者の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなる週末出荷依頼・週初納入、終業後出荷依頼・翌朝納入、契約内容の変更要請等を抑制するとともに、養殖業者の納入事務の軽減に協力すること。
- ⑥ 産地商社・販売業者は、継続的な取引関係を有する養殖業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、養殖業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮を行い、相当の猶予期間をもって予告するとともに、商社金融を行っている場合には、協議の上、代金回収できるまで当該養殖業者から養殖魚を買い取るか又は養殖業者が養殖魚の対価を得られる時期まで支払を猶予すること。

(5) その他の取引に関する事項

- ① (2) から (4) までに掲げる事項のほか、産地商社・販売業者は、養殖業者に対し、物品購入又は役務利用の強制や他社との取引の禁止・制限など養殖業者の事業活動を不当に拘束するような行為を行わないこと。
- ② 養殖魚やその加工品の流通に際し、取引に関与しないものの、取引業者に対

して影響力があると称する第三者から、合理的な理由がないにもかかわらず、仲介手数料等の支払を求められた場合は、事前に支払の有無を慎重に検討の上、不当であると判断できるものについては支払うべきではない。

- ③ 適正な取引実態を関係機関が確認するため、必要書類の提出を求めることなどがあることに留意すること。

3. 養殖業者と産地商社・販売業者との協業に関する事項

(1) 基本的な考え方

総合戦略に沿って、プロダクト・アウト型養殖業から「マーケット・イン型養殖業」に転換していくに当たっては、多くの場合、養殖業者単独での実現は難しく、生産資材の調達や養殖魚の加工、流通、販売の各段階の事業者と連携し、バリューチェーン全体での効率性や付加価値の向上を図っていくことが重要である。

その実現に向けた養殖業者と産地商社・販売業者の協業化に当たっては、双方が次の(2)から(5)までに掲げる事項に留意すること。

(2) 養殖業者間の協業化に関する事項

- ① 養殖業者（特に小規模な養殖業者）は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、漁業協同組合、漁業生産組合、有限責任事業組合（LLP）等による組織化や連携を積極的に進めること。また、養殖業者の連携をより効果的なものとするため、他の養殖業者グループとの連携を図ること。ただし、養殖魚の価格や販売・生産数量などを共同で取り決めるなどの行為（漁業協同組合・漁業協同組合連合会が行う共同購入・共同販売・共同計算を除く。）を行わないように留意すること。
- ② 産地商社・販売業者は、養殖業者の連携に協力し、その育成を図ること。また、養殖業者グループの自主的な運営を阻害しないこと。

(3) 技術の向上や経営管理の改善に関する事項

- ① 養殖業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上を図ること。産地商社・販売業者は、養殖業者の要請に応じ、養殖魚やその加工品の改良・開発等に係る技術指導員の派遣、講習会の開催、養殖業者の従

業員の研修の受入れ等の協力を行うこと。

- ② 養殖業者は、長期経営方針、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画を立てることにより経営管理の改善を図ること。また、人材の確保を図るために必要な働き方改革の取組を進め、労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善を図ること。産地商社・販売業者は、養殖業者の要請に応じ、養殖業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会や研究会を開催する等の協力を行うこと。

(4) 事業継続に関する事項

- ① 養殖業者は、事業承継計画の策定等の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うこと。産地商社・販売業者は、養殖業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、バリューチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすこと。具体的には、養殖業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うこと。
- ② 産地商社・販売業者と養殖業者は、自然災害による災害等の緊急事態の発生に伴い、バリューチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）等の制度も活用しつつ、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を実施すること。

(5) 販売業者による養殖生産の委託に関する事項

- ① 新たなビジネスモデルとして、総合戦略において推進・普及に取り組むこととしている、販売業者と養殖業者の双方がwin-winの取引関係となる委託生産の取組に当たっても、養殖業者・販売業者は（3）及び（4）に掲げる事項に留意すること。
- ② 産地商社においても、求めに応じ、生産資材の調達や養殖魚の加工等に参画するなど委託生産の取組の推進・協力を努めること。なお、その際、合理的な理由なく産地商社が取引に応じないといった行為は望ましくないことから、このような行為を行わないようにすること。

4. 本ガイドラインの活用

養殖業者や産地商社・販売業者は、本ガイドラインを参考に、現在の取引を見直し、実施できるところから改善に向けた取組を検討、実践していくことが期待される。

水産庁においても、引き続き、養殖業に係る取引実態やその改善に向けた取組状況を踏まえて、本ガイドラインの見直しを図っていくものとする。